

2026年9月25日



各 位

会 社 名 株 式 会 社 物 語 コ ー ポ レ ー シ ョ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 央 之
(コード：3097 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員
財 務 ・ 成 長 戦 略 担 当 津 寺 毅
(電 話 番 号 0 5 3 2 - 6 3 - 8 0 0 1)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 譲渡制限付株式（勤務条件型）に関する処分の概要

(1) 払込期日	2026年10月23日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 7,933株
(3) 処分価額	1株につき 5,240 円
(4) 処分価額の総額	41,568,920円
(5) 割当予定先	取締役4名（※1） 4,166株 執行役員13名（※2） 3,767株 （※1）社外取締役を除きます。 （※2）理事を含みます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 譲渡制限付株式（ESG条件加重型）に関する処分の概要

(1) 払込期日	2026年10月23日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 3,744株
(3) 処分価額	1株につき 5,240 円
(4) 処分価額の総額	19,618,560円
(5) 割当予定先	取締役4名（※1） 1,621株 執行役員12名（※2） 2,123株 （※1）社外取締役を除きます。 （※2）理事を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

3. 業績条件付譲渡制限付株式に関する処分の概要

(1) 払込期日	2026年10月23日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 150,300株
(3) 処分価額	1株につき 5,240 円
(4) 処分価額の総額	787,572,000円
(5) 割当予定先	取締役 4 名 (※ 1) 77,000株 執行役員14名 (※ 2) 73,300株 (※ 1) 社外取締役を除きます。 (※ 2) 理事を含みます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

4. 処分の目的及び理由

(1) 譲渡制限付株式（勤務条件型）について

当社は、2020 年 8 月 17 日付けの「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式（勤務条件型）に係る報酬制度（以下「勤務条件型株式報酬制度」といいます。）を導入しております。

さらに、2020 年 9 月 24 日開催の第 51 期定時株主総会において、①勤務条件型株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式（勤務条件型）の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額 90 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②勤務条件型株式報酬制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年 15,000 株以内とすること、③譲渡制限期間を譲渡制限付株式（勤務条件型）の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、当社の執行役員に対しても、勤務条件型株式報酬制度と同様の株式報酬制度を導入しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 4 名及び執行役員 13 名（以下「本対象者 A」といいます。）に対し、勤務条件型株式報酬制度の目的、各本対象者 A の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 41,568,920 円と引き換えに、当社の普通株式 7,933 株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

譲渡制限付株式（勤務条件型）としての自己株式処分に伴い、当社と本対象者 A は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

① 譲渡制限期間

本対象者Aは、2026年10月23日（以下「払込期日」といいます。）から当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位をも退任又は退職する日までの間（以下「本譲渡制限期間A」といいます。）、割当てを受ける株式（以下「本割当株式α」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限の解除条件

本対象者Aが、払込期日の直前の当社定時株主総会の終結時から2027年6月期に係る当社の定時株主総会の終結時点までの間（以下「本役務提供等期間」といいます。）、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間Aの満了時において、本割当株式αの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、本対象者Aが本役務提供等期間において、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位をも退任又は退職した場合、本譲渡制限期間Aの満了時において、本役務提供等期間開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式αの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式αにつき、譲渡制限を解除する。また、本対象者Aが本役務提供等期間中に死亡することにより当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位をも退任又は退職した場合、本割当株式αが、本対象者Aの法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名（以下「相続承継人」といいます。）のみに帰属したときに限り、本②により譲渡制限の解除条件を充足する株式について、相続承継人に帰属することが確定した時点の直後の時点において、当該株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

③ 当社による無償取得

当社は、本対象者Aが、本役務提供等期間において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合等を除き、本割当株式αを当然に無償で取得する。また、当社は、本譲渡制限期間Aの満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式αを当然に無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式αは、本譲渡制限期間A中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間A中は、本対象者Aが大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

⑤ 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間A中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供等期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式αの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式αにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

（2）譲渡制限付株式（ESG条件加重型）について

当社は、2025 年 8 月 18 日付けの「ESG に関する数値目標の達成度に連動した譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役に対して当社の定める ESG に関する数値目標を達成するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式（ESG 条件加重型）に係る報酬制度（以下「ESG 条件加重型株式報酬制度」といいます。）を導入しております。

さらに、2025 年 9 月 26 日開催の第 56 期定時株主総会において、①ESG 条件加重型株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式（ESG 条件加重型）の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠及び勤務条件型株式報酬制度に係る株式報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額 15 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②ESG 条件加重型株式報酬制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年 5,000 株以内とすること、③譲渡制限期間を譲渡制限付株式（ESG 条件加重型）の交付日から 3 年間の範囲で取締役会が定める期間とし、また、譲渡制限が解除される株式数は、当社があらかじめ定めた譲渡制限期間終結時における ESG に関する数値目標の達成度に連動して決定される仕組みとすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、当社の執行役員に対しても、ESG 条件加重型株式報酬制度と同様の株式報酬制度を導入しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 4 名及び執行役員 12 名（以下「本対象者 B」といいます。）に対し、ESG 条件加重型株式報酬制度との目的、各本対象者 B の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 19,618,560 円と引き換えに、当社の普通株式 3,744 株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

譲渡制限付株式（ESG 条件加重型）としての自己株式処分に伴い、当社と本対象者 B は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

① 譲渡制限期間

本対象者 B は、払込期日から 2029 年 6 月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本譲渡制限期間 B」といいます。）、割当てを受ける株式（以下「本割当株式 β 」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限の解除条件

本対象者 B が、本譲渡制限期間 B 中、継続して当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にある場合で、かつ、(i)2028 年 7 月 1 日から 2029 年 6 月 30 日までに当社を離職（定年退職を除く。）した従業員数の 2029 年 6 月 30 日の終了時点の直前時点における従業員数に占める割合が 15%以下であることと、(ii)2029 年 6 月 30 日の終了時点の直前時点における当社の管理職（当社の社内規程で定められる定義に従うものとする。）に占める女性の割合が 9%以上であること（以下「本条件 B」といいます。）の両方又はいずれか一方を満たすことを条件として、本譲渡制限期間 B の満了時において、以下に定める数の本割当株式 β につき、本譲渡制限を解除する。

- ・(i)及び(ii)を満たした場合 本割当株式 β の全部
- ・(i)又は(ii)を満たした場合 本割当株式 β の半数

また、本対象者Bが本譲渡制限期間B中に死亡することにより当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位をも退任又は退職した場合であり、かつ、当該退任又は退職の時点において本条件Bの全部又は一部が達成されている場合において、本割当株式βが相続承継人のみに帰属したときに限り、本②により譲渡制限の解除条件を充足する株式について、相続承継人に帰属することが確定した時点の直後の時点において、当該株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

③ 当社による無償取得

当社は、本対象者Bが、本譲渡制限期間Bにおいて、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、任期满了その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合等を除き、本割当株式βを当然に無償で取得する。また、当社は、本譲渡制限期間Bの満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式βを当然に無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式βは、本譲渡制限期間B中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間B中は、本対象者Bが大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

⑤ 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間B中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2026年10月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式βの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式βにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

（3）業績条件付譲渡制限付株式について

当社は、2026年8月21日付けの「業績条件付譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の定める業績目標を達成するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、また、優秀な人財のリテンションを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、業績条件付譲渡制限付株式に係る報酬制度（以下「業績条件付株式報酬制度」といいます。）を導入しております。

さらに、本日開催の第57期定時株主総会において、①業績条件付株式報酬制度に基づき、業績条件付譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額1,000百万円以内の金銭報酬債権を付与すること、②業績条件付株式報酬制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年160,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とすること、③譲渡制限期間を業績条件付譲渡制限付株式の交付日から2030年9月30日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、当社の執行役員（理事を含みます。以下本（３）において同じです。）に対しても、業績条件付株式報酬制度と同様の株式報酬制度を導入しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役４名及び執行役員１４名（以下「本対象者Ｃ」といいます。）に対し、業績条件付株式報酬制度の目的、各本対象者Ｃの職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 787,572,000 円と引き換えに、当社の普通株式 150,300 株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

業績条件付譲渡制限付株式としての自己株式処分に伴い、当社と本対象者Ｃは個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

① 譲渡制限期間

本対象者Ｃは、払込期日から 2030 年 9 月 30 日までの間（以下「本譲渡制限期間Ｃ」といいます。）、割当てを受ける株式（以下「本割当株式γ」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限の解除条件

本対象者Ｃが、本譲渡制限期間Ｃ中、継続して当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあり、かつ、当社の 2028 年 6 月期から 2030 年 6 月期までの各事業年度における当社の有価証券報告書上の連結損益計算書に記載された売上高のいずれかが 220,000 百万円を超過したことを条件（以下「本条件Ｃ」といいます。）として、本割当株式γの全部について、本譲渡制限期間Ｃが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、本対象者Ｃが、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ｃが満了する前に当社の取締役、執行役員又は従業員の地位のいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式γの数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する旨の規定を設けることができる。また、本対象者Ｃが本譲渡制限期間Ｃのうち 2030 年 7 月 1 日から 2030 年 9 月 30 日までの間に死亡することにより当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合であり、かつ、当該喪失の時点において本条件Ｃが達成されている場合において、本割当株式γが相続承継人のみに帰属したときに限り、本②により譲渡制限の解除条件を充足する株式について、相続承継人に帰属することが確定した時点の直後の時点において、当該株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

③ 当社による無償取得

当社は、本対象者Ｃが、本譲渡制限期間Ｃにおいて、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合等を除き、本割当株式γを当然に無償で取得する。また、当社は、本譲渡制限期間Ｃの満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式γを当然に無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式γは、本譲渡制限期間Ｃ中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間Ｃ中は、本対象者Ｃが大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2026年10月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を48で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式 γ の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式 γ につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本報酬制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、忝意性を排除した価額とするため、2026年9月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である5,240円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当ての対象となる者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上